

組合側ニ於テハ今國一統續工場閉鎖ニ伴フ職工解雇問題ニ對シテハ徹底的ニ反対スル事トナリ七月二十三日左、通イ會議圖、編成ヲ為シ全職工ノ怠業ヲ懲罰シ刊記、第一の會社案、第一支成工ニ記布シ結束ニ名ハニ社ニ付シ方承認、ノ然ハニ

第一案に金下三百圓を加へたるものであつたが考慮に値するものではない。

茲に及んで會社は威壓的に就業を命じたが全員は一人として是を容るゝ者なし、絲亂される步調を以つて對攻したが會社は九月廿八日遂に交渉委員、神田、關根、田名部の諸氏を始め廿一名に對して、取締上と云ふ理由を以つて出勤停止を發したが全員の意氣は益々昂ぶるのみであつた、血迷つた會社は更に十月四日第二回の出勤停止を小川、高橋、鈴木、津田の四氏の外十二名に通告した、全員は兼ねて悟したる事にて結束は微動だにしない、斯くて十月六日擴大中央委員會を開催中央部の改選を行ひ、高橋、關根、小泉外十二名を選出し、八日は更に擴大中央委員會を開催復職運動を撤同左の條項を議決し要求運動に移つた

合シ居ヌ

賊政

要 求 案

- 一、解雇手當 金百圓
- 二、勤続手當 一年に對して五拾日分
- 三、退職手當 制定の事
- 四、怠業、休業中の日給支拂の事
- 五、会員の問題に對して責任を問はざる事
- 六、新に技工募集の場合今回の解雇者に對して優先權を與へる事

(雇用年限の長き勤務者を以つて順次採用の事)

會社が採り來つた態度は益々威壓的であつたが交渉は一步も譲らず猛烈に開始され支配人、重役等は此の鋭鋒に對抗すべくもなく、十月十五日遂に工場閉鎖を斷行し、更に十七日は高瀬、三井、神田、田名部、關根の諸氏を減員するに及んだ。

此の抱くなき斷壊は返つて結束を固めるのみであつた、見よ傳令の自轉車は飛鳥、如く東西に走せて居る、警備は嚴そかに會社其他要所を開めて蟻のはい出づる隙もない、調査は、社長、支配人、組合員の行動に對して鏡の面に寫すが如く報告され、給與部は家庭的に迄市價より安き品を提供して活動し、人事部は組合員は無論家族の病者、住宅の問題に至る迄應接處理し、整理部は全員の一舉一動の滿十の如き見事なる整理を行ひ、財政部は後顧の憂なからしむる堅實さを示し、暇間あれば千々を容るゝ三樂館の事さる意見の發表なす者あり、陰し藝を提供する人ありて遺憾なき結束上の統整は行はれた

斯くて交渉を進めたが無誠意なる支配人重役にては解決の望遠しと、砂鐵事業の爲め岩手縣に出張中の社長松方五郎氏の無誠意を正し歸京を促すべく小泉、三浦、小谷の三氏を潛行せしめた

此間會長布施氏顧問上村氏等の來森を乞ひ真相發表、應援等の演説會を矢次早に開催し、或は大森より羽田グランド迄不威を兼ねた遠足、運動會等をなし、遂に十月廿七日社長の歸京に付直接交渉をなし幾度か決裂の危機を縫ひ乍ら遂に十一月一日、九月十八日より四十餘日に至る爭議に一人の落後者もなく日本の運動史上稀に見る善戦を以つて終決を告げた

會社ハ全

怠業ヲ

ニ於テ物

工場故ハ

ラ共ヘ

- 一、解雇手當 實收の十四日分に金三十圓

二、勤續手當 一年に對し三十日分

- 三、爭議手當 十五日分 (減員者も支給)

四、一ヶ月以内に退職手當制定

- 五、更に十二名に對して各金五拾圓宛 五拾七名に對し各金七圓宛

六、十二名の減員を認むる事

今回の問題に對して、遂に前記の如き十二名の減員者を出すに至り吾技友會として實に遺憾であつた、現在の状勢から押して恥しからぬ枚果である殊勳者として忘るゝ者でない、同時に此回の戰は會社の挑戦に應じた不可避の問題とは云へ四十餘日の苦闘を斯くも善戦なし得たは實に階級的労働者諸君の絶大なる援助の結果であり先輩諸君の努力の致す處である